

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	『徒然草』第八十六段の「ほうし」：惟継中納言の「いみじき秀句」
Author(s)	佐々木, 勇
Citation	国語国文, 86 (2) : 37 - 48
Issue Date	2017-02
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00045434
Right	Copyright (c) 2017 by Author
Relation	



『徒然草』第八十六段の「ほうし」

— 惟継中納言の「いみじき秀句」 —

佐々木 勇

〇、本稿の目的

『徒然草』注釈書で第八十六段とされる一話を、現行本の底本とされることが多い慶長十八年（一六一三）刊烏丸本を翻刻して引用する。

惟継中納言は・風月の才にとめる人也・一生精進にて讀經うちして・寺法師の圓伊僧正と同宿して侍けるに・文保に三井寺やかれし時・坊主にあひて御房をばてら法師とこそ申つれど・寺はなければ今よりは・ほうしとこそ申さめといはれけりいみじき秀句也けり

現存最古永享三年（一四三一）写正徹本でも、左の通り、大きな異同は無い。（原本の改行を／で示す。）

これつの中納言は風月の才にとめる人なり／一生精進にてと經うちして寺法師の圓伊僧正／と同宿して侍けるに文保に三井寺やかれにし時／坊主にあひて御房をは寺法師とこそ申つれとも／寺はなければ今は法しとこそ申さめといはれ／けりいみじき秀句なりけり

この短い一段の本文は、他の諸本でも同然である。¹⁾

「寺法師」の寺が焼かれた今、「ほうし」と呼ぶことがなげ「い

みじき秀句」なのか。古注から現在の注釈書まで、この解釈に苦しんでいる。小松英雄『徒然草抜書』²⁾もこれに一章を割きながら、「この章の帰結に、わたくし自身、満足していない」と記す。本稿は、この段の解釈について、私案を提出することを目的とする。

一、惟継中納言と圓伊僧正

1. 惟継中納言

惟継は、平惟継（一二六六—一三四三）である。治部卿平高兼の子。正和二年（一一三一）従三位、勘解由長官、大宰大弐などをへて元亨三年（一一三三）に参議となる。正中二年（一一三五）に刑部卿、元徳二年（一一三三〇）に権中納言に昇る。建武二年（一一三五）に文章博士に任ぜられ、暦応五年（興国三年）（一一三四）正月に正二位で出家する。法名は宴儀と伝えられる。³⁾

「風月の才にとめる人也」とされる惟継は、元亨四年（一一三二）四月正月十五日に、花園上皇出御の詩会に参列し、翌正中二年（一一三五）正月閏二十二日の論語講談に名を連ねる（『花園天皇宸記』）。願文も書いた（『新拾遺集』哀傷九一三番歌・詞書）。

また、元亨四年三月九日からの後白河天皇供養御八講、および

正中二年七月の後深草天皇御八講、同八月二十九日よりの法華御八講に参仕しており（『花園天皇宸記』）、「一生精進にて讀經」した片鱗をうかがうことができる。

和歌も、『玉葉集』『続千載集』『続後拾遺集』『新千載集』などに撰ばれている。正和四年（一一三一五）の『詠法華経和歌』では「露もろくなひく草木のいろ／＼もみぬよの風の音にこそしれ」の歌を詠んでいる。⁽⁴⁾

2. 圓伊僧正

『伝法灌頂血脈譜』（園城寺蔵本⁽⁵⁾）に依れば、圓伊は、大阿闍梨淨雅前大僧正（文保三年（一一三一九）四月七日卒）から、延慶二年（一一三〇九）に四十三歳で伝法灌頂を受けている。すなわち、惟継誕生の翌年一二六七年の生まれとなる。この『伝法灌頂血脈譜』は、圓伊を「大納言權僧正」と記す。ただし、權僧正になったのがいつのことかは、未詳である。

『藤原氏系図』（『続群書類従』第五輯上・系図部）にも、弘長二年（一一二六二）卒伊平孫「寺 僧正」と記載される。『伝法灌頂血脈譜』には、「大納言藤伊頼卿子」とある。⁽⁶⁾

圓伊は、文保三年三月九日・十日、元亨元年（一一三二一）三月九日・十一日、元亨二年三月十三日および同年八月二十九日の法華八講に、講師・問者・證議として、長講堂や法華堂に参上している。また、同三年九月三日には、後伏見上皇御幸の法華堂で法華経一部の導師を務めている（『花園天皇宸記』）。

圓伊も勅撰歌人である。『新後撰集』『玉葉集』『続千載集』『続後拾遺集』『風雅集』などに撰ばれ、正和四年『詠法華経和歌』

では、「木陰にそなをおしへやる山深くちきりし友はいまもかはらて」の歌を詠んでいる。

3. 「文保に三井寺やかれし時」の惟継と圓伊

「文保に三井寺やかれし時」は、文保三年（一一三一九）四月二十五日に、延暦寺の僧徒によって園城寺が焼き払われた時⁽⁷⁾を指す。この年、惟継は五十四歳である。参議にもなっておらず、中納言には達していない。

文保三年時、圓伊が僧正であったかどうか不明である。⁽⁸⁾

圓伊は、惟継の一歳年下である。『徒然草』の「寺法師の圓伊僧正と同宿して侍けるに」は、惟継が圓伊と同じ僧坊に住して、仏道修行をした親しい間柄であることを述べたものである。⁽⁹⁾松永貞徳『なくさみ草』慶安五年（一六五二）跋本には、圓伊と惟継とが机を並べて書を読む絵が描かれている。おそらく、同宿の頃からともに作歌にも精進していたことであろう。

二、「徒然草」執筆時における「寺法師」の語形

冒頭で引用した烏丸本文は「御房をばてら法師とこそ申つれど」であり、同箇所は、卜部家本「寺法し⁽¹⁰⁾」、細川本・菊亭家旧蔵本「てらほうし」とする。

鎌倉中期書写加点最明寺本『宝物集』に、「あやしの・山寺法師⁽¹¹⁾なんとは・」（巻第四38才）とある。また、龍谷大学学術情報センター蔵『黒谷上人語燈録』（021・234・7）元亨元年（一一三二一）刊本でも、「これは誑惑⁽¹²⁾のものの道心⁽¹³⁾もなきか山寺法師⁽¹⁴⁾なんとにほめられんとて佛意⁽¹⁵⁾をはかへりみすいひいたせる事なり」（七11ウ

6)とされる。この本の振り仮名は、存覺(一一九〇—一三七三)筆であると推定されている⁽¹⁰⁾。

これらの例から、「寺法師」は、「てら」(訓)と「ほうし」(音)とを連ねた語であったことが知られる。ただし、『倭名類聚抄』に諸寮中の和名として「玄番寮(保宇之萬良比止乃豆加佐)」(元和本・五6ウ)が記載されており、早くから和語とともに使用された「法師」は、漢語であると意識されることが少なかつたであろう。日常口頭の場では、「法」の入声音を留めず、仮名書き「保宇之」「ほうし」の通りの発音であった、と考えられる⁽¹¹⁾。

この「寺法師」を、現行の『徒然草』注釈書諸本は、「てらほうし」と読む⁽¹²⁾。

しかし、「寺法師」は、「寺」ノ「法師」であつて、古代日本語において、高率で連濁する語構成である⁽¹³⁾。

東京大学国語研究室蔵慶長二年(一五九七)写細川本『徒然草』では、「てらほうし」と、濁点が加点されている。加えて、つぎの諸本にも、当該箇所濁点存する(版本は、画像公開されているものを代表として記す)。

○松井明之氏蔵本『徒然草』慶長八年(一六〇三)写本(国文研
レ 3-16-5)

○蓬左文庫蔵『徒然草』江戸初期写本(107-22)

○東海大学蔵『徒然草』江戸初期写本(桃 19-68)

○大分県臼杵市立臼杵図書館蔵『徒然草』江戸初期写本(三門和 174
号)

○『徒然草』正保二年(一六四五)刊本(京都大学図書館・10-05/

ツ11)

○『徒然草』慶安元年(一六四八)刊本(国文研高乗・89-34)

○『徒然草』万治三年(一六六〇)刊本(金城学院図書館・0330607)

○『徒然草』刊本(お茶の水大学図書館・国文研 DIG-OCHA-56)

○『徒然草』刊本(国文研鶴飼 96-993-1~2)

○『徒然草句解』寛文五年(一六六五)刊本(内閣文庫・203-0115)

○『徒然草文段抄』寛文七年(一六六七)刊本(国会図書館・837-5)

○『徒然草抄増補』寛文九年(一六六九)刊本(筑波大学図書館

・ル 175-77)

○『徒然草参考』延宝六年(一六七八)刊本(内閣文庫・203-0121)

○『徒然草直解』貞享三年(一六八六)刊本(筑波大学図書館・

ル 175-80)

○『徒然草諸抄大成』貞享五年(一六八八)刊本(早稲田大学・

文庫 30 E0114)

○『頭書徒然草絵抄』元禄三年(一六九〇)刊本(国会図書館・

特 1-772)

○『これこれ草』元禄三年(一六九〇)刊本(酒田光丘・26-344-2)

○『徒然草』元禄四年(一六九一)刊本(静嘉堂文庫・81-64)

○『徒然草絵抄』元禄四年(一六九一)刊本(京都大学図書館・10-05/

シ12)

○『徒然草集説』元禄十四年(一七〇一)刊本(国文研高乗・89-115)

○『これこれ清談抄』元禄十四年(一七〇一)刊本(国会図書館

・857-3)

○『徒然草明汗稿』正徳六年(一七一六)刊本(内閣文庫・203-0120)

○『これこれ草』文化九年(一八一二)刊本(早稲田大学・文庫 30

- 『徒然草諺註』近世写本（国文研高乗 89-72-1-2）
- 『つれつれ』刊本（国文研・タ5-17）
- 『徒然草』刊本（国文研高乗 89-29、同 89-31、同 89-34、同 89-68、同 89-69、国文研タ 5-23、同タ 5-34、5-70、国文研鶴飼 96-993）
- また、成立時が『徒然草』に比較的近い文献への加点点例に、次の諸例を見出すことができる。
- 室町後期写米澤本『沙石集』「或ル山寺法師ニ・此ノ物」語ヲセシカハ・」（三冊目4枚目写真）。
- 正保四年（一六四七）刊本『沙石集』「圓幸教一王房ノ法橋トテ。寺法師ノ學匠有ケリ。」（巻第五上15ウ）。
- 延宝八年（一六八〇）刊本『源平盛衰記』「いざ／＼、真海も寺法師なり」（内閣文庫 167-00043 巻第十四 36才）。
- 江戸期刊本『源平盛衰記』「イザ／＼、真海モ寺法師也」（内閣文庫 167-00049 巻第十四末）。「寺法師・法輪院 荒土佐鏡 鏡ヲバ・雷 房トゾ申ケル」（同巻第十五 8ウ）。「山寺法師思フニサコソアランスラメ」（同巻第二十九 21ウ）。
- 江戸期写本『太平記』「山を我てきとはいかでおもひけむ・寺法師にぞくびをきらるゝ」（書陵部蔵 510 函5号、巻第十五 6ウ）。
- 江戸期刊本『太平記』「山をわがてきとはいかでおもひけむ／＼てらぼうしにぞくびをきらるゝ」（内閣文庫 167-00064 巻第十五 14ウ）。
- 金刀比羅本『保元物語』巻上・新院御謀叛露見「三井寺法師に相模阿闍梨勝尊といふものなり」（『日本古典文学大系』七二

- 金刀比羅本『平治物語』巻下・頼朝遠流の事「頼朝ながさるゝ。いざやみん。」とて、山法師・寺法師、大津の浦に市をなしてぞたちたりける。」（『日本古典文学大系』二九一頁）。
- 江戸期写本国会図書館蔵百二十句本『平家物語』巻第八「鼓判官」「みんの御しよには、山ぼうししてらぼうし、京中のむかひつぶせ、いんち、いひかひなきくはんじやはらがやうなるものどもを、めしあつめて」（WB7-2・38/49 頁右）。
- 『天草本平家物語』も「Mijderabôxi」（ミイデラボウシ〈三井寺法師〉）（118-21・125-6・136-9）と表記する。
- なお、『Vocabulario da lingua de Iapam』（日葡辞書）に「寺法師」は無い。しかし、長崎版では Yamabôxi（山法師）・Biatôxi（琵琶法師）・Qibôxi（生法師）・Issunbôxi（一寸法師）・Caguebôxi（影法師）・Zzubôxi（囮法師）・Cobôxi（小法師）、と複合語後部では bôxi と連濁する。元禄十三年（一七〇〇）刊『狂言記外五十番』巻第四「かなづ地蔵」にも、「かなぼうし」（金法師）（8才6）の例が存する。
- 『徒然草』には成立時の古写本が無く、「寺法師」の「法」あるいは「ほう」に濁点を加点了諸例は、右のとおり、時代が降るものである。
- しかし、室町時代後期〜江戸時代初期における連濁語「てらぼうし」は、『徒然草』成立時においても連濁していた可能性が高い。
- 三、「寺はなければ今よりは・ほうしとこそ申さめ」

1. ぼうしとこそ申さめ

『徒然草』本段は、「寺法師」が「てらぼうし」と読まれることを前提に書かれたものと推測された。

ただし、「寺」を取って単独語「法師」に戻れば「ほうし」と読むこともできる。

だが、「今よりは・ほうし」の本文に濁点を付した諸本が存する。

○細川本『徒然草』慶長二年（一五九七）写本 「ぼうし」^{法師}

○松井明之氏蔵本『徒然草』慶長八年（一六〇三）写本 「ぼうし」

○蓬左文庫蔵『徒然草』江戸初期写本（10722） 「ぼうし」

○臼杵図書館蔵『徒然草』江戸初期写本（三門和174号）「法師」^{ボウシ}

○『徒然草文段抄』寛文七年（一六六七）刊本 「ぼうし」

○『徒然草』元禄四年（一六九一）刊本 「ぼうし」

○『徒然草絵抄』元禄四年（一六九一）刊本 「ぼうし」

○筑波大学中央図書館蔵黒川由純編『徒然草拾遺抄』元禄七年（一六九四）写本

寺をのけてぼうしとにこりてよむか・一説^{ホウシ}火憂と云心かとなり如何・寺はなければとあれば・初の義可然歟

○『徒然草明汗稿』正徳六年（一七一六）刊本 「ぼうし」

○『徒然草諺註』近世写本（国文研高乗 89-72-1~2） 「ぼうし」

「てらぼうし」が「てら」を失えば、「ぼうし」となる。

以下、この単純な読みを採る場合、どのような解釈が可能か検討してみる。

2. 「ぼうし」に引き当てられる語

この「今よりは・ほうし」の箇所を、『徒然草』古写本・古版本では、烏丸本同様、「ほうし」と仮名書きする本が大多数である。これは、「法師」以外の語を当てるべき事を暗示した名残であろう。¹⁶⁾

これを「ぼうし」と読む場合、それに引き当てられる語は、何であろうか。

観智院本『類聚名義抄』には、「ぼうし」の語形は、「焉帽エ（平）ン（平）ホ（平濁）ウ（上）子（平）ホウシ」（法中一〇二八）にのみ見

られる。三巻本『色葉字類抄』前田家本でも、「帽（去濁）子（上）ホウシ」（上四四ウ7・ホ雑物）しかない。十巻本『伊呂波字類抄』も、学習院大学蔵本「帽子（平）ホウシ（二二九ウ4）、大東急記

念文庫蔵本「帽子（平）ホウシ」（二二九ウ1）が唯一例である。二巻本『世俗字類抄』でも、「帽子（平）ホウシ」（天理大学蔵本・上25才5。

東京大学国語研究室蔵本・上11ウ2）のみである。

鎌倉時代において、「ぼうし」と語形が一致する語は他にも存したであろう。

しかし、右の古辞書における記載から、『徒然草』成立時に口頭で「ぼうし」と言えば「帽子」の意で解された、と考えられる。

時代が降った『文明本節用集』でも、「ボウシ」の読みを記す語は「帽子」^{ボウシ}（99・1。絹布門）しかない。『運歩色葉集』『増刊下

学集』『佚名古辞書』『塵芥』『日葡辞書』『明応本節用集』『伊京集』『書言字考節用集』なども、同様である。これらから、近世

に至っても、「ぼうし」と聞いて想起されるのは、「帽子」であったことが知られる。細川本『徒然草』は、「いまよりはぼうし^{法師}と

こそ申さめ」の「ぼうし」の左に「帽子ト云事歟」と朱書する。

この細川本と同じ綴葉装で書式も近い国文学研究資料館蔵『徒然草』江戸初期写本（高乗・89・22）および東海大学蔵『徒然草』江戸初期写本（桃 19-68）にも、「帽子ト云事歟」と全同の傍記をする。

よって、「ぼうし」には、古人もまず「帽子」を引き当てたはずである。⁽¹⁷⁾

四、いみじき秀句

鎌倉時代の古辞書の記述から、「帽子」は頭を覆う頭巾の総称である、と考えられる。そのため、惟継は、「帽子」の語で『天狗草紙』諸本などに描かれる寺法師達の裏頭袈裟を指した、と考える余地も残る。

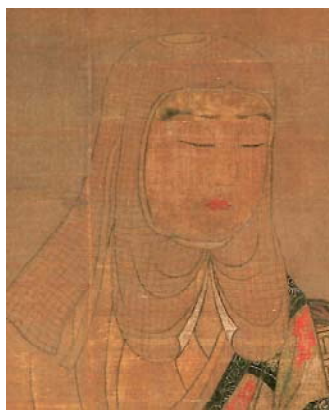
しかし、僧正自ら僧兵となったとは思われない。また、圓伊もかつて山法師と戦ったとしても、そのことを「今」戒める言葉が「いみじき秀句」と評されるとは考えがたい。

圓伊が住した園城寺（三井寺）は、天台宗寺門派（天台寺門宗）の総本山である。第五代天台座主・智証大師円珍（八一四―八九一）によって天台別院として中興された。

延暦寺文書「僧最澄仏具經典奉納状」に、「天台智者大師持物香炉奩師子像別一枚／帽子納一（略）已上雑物、永納比叡山止観院」（弘仁二年（八一―）七月十七日。『平安遺文』四三四二番）とあり、最澄が中国智者大師の帽子納を叡山止観院に収めたことを記す。園城寺文書「円珍牒」にも、「又禅林寺伝教大徳僧行満、授智者大師納（納カ）帽子・禅鎮如意」（天安二年（八五八）閏

二月日。『平安遺文』一一四番）とある。

現に、高祖・天台大師が頭巾を被った十四世紀の画像が、今に伝わる。⁽¹⁹⁾



延暦寺蔵伝教大師像（国宝）、兵庫県一乗寺蔵伝教大師像（十世一世紀作）も、帽子を着用している。滋賀県観音寺蔵最澄木像（貞応三年（一一二二）作）も、最澄は頭巾を被り、閉目、定印を結んで端座している。また、『天狗草紙』三井寺巻Bの巻末近くには、帽子を被って椅子に座す高僧が描かれている。⁽²⁰⁾

鎌倉時代の三井寺においても、僧正は帽子をかぶる存在であった。⁽²¹⁾ かつて「同宿」であった圓伊僧正を寺「法師」と同音の「帽子」と呼べば、帽子をかぶる高僧となった圓伊を祝うとともに、僧正である今は寺を再興せよ、と励ますことになる。それゆえ、この単純な引き算式謎々のような「ぼうし」を、叡山横川に隠棲した兼好が、「いみじき秀句」と評したのではあるまいか。⁽²²⁾

五、江戸時代における「帽子」

右のとおりであったとして、「寺法師」と発音していた江戸時代の『徒然草』注釈者達は、「ぼうし」に「帽子」が掛かること

を、なぜ明記しなかったのであろうか。

1. 天台宗の高僧が帽子を被ることへの江戸時代における理解
菊岡沾涼著『本朝世事談綺』（享保十九年（一七三四）刊）「縹帽（はなのぼう）子」の項に「天台大師、隋（ずい）煬帝（やうだい）の前にて説法ありし。寒風を凌（しの）しめんと、御衣の袖をときて給はりしを、そのまゝに被りたりし也。本朝は桓武帝の御衣の袖を、伝教大師（でんぎょうだいし）に給はりし事あり。是花のぼうしの始め也。」とある。⁽²³⁾

また、『諸宗階級』（享和元年（一八〇一）—享和二年）にも、次の記事がある。⁽²⁴⁾

一 天台宗帽子着用之事

右唐土ニ而者、天台大師江、陳隋二帝ヨリ帽子を賜り、本朝ニ而者、伝教大師江、桓武帝ヨリ賜り候而、其後山門ニ而、広学堅義之勅会被仰出、当今ニ至迄、右勅会之節、一宗之寺院末々之僧ニ而も、能化分之者ハ、一生涯ニ一度ヅ、山門江登山、堅義之経歴相勤候得者、勅許ニ付、禁中ニ而も、帽子着用御免ニ候間、御城御礼之節も、天台宗者、帽子着用御免之御事ニ候、

天台宗の高僧が帽子を着用することは、高祖以来、長く伝えられた。

ところが、江戸時代になると、右のごとき書物に特記される事柄であったことから、一般常識ではなかったと考えられる。

2. 「帽子」の語形増加と用途による語形分担

「帽子」の語形が知られる比較的古い例に、『新撰字鏡』「帽（保）宇志」⁽²⁵⁾（卷十二・28才7）が有る。『倭名類聚抄』にも、「烏帽（帽）

子附（兼名苑云帽一名頭衣（以下略））」が「頭巾」の前項に記される。世尊寺本『字鏡』では、「帽」に「耄音 莫報反去冒也冠也頭衣也（以下略）」（第二冊99才1）と注す。

室町中期写『倭名古辞書』では、「佛具付道具」に「帽子」を記す。元龜二年（一五七一）写『運歩色葉集』では、毛（モ）の部に掲出した「帽子」にも「ボウシ」の振り仮名を付す。

このように、「帽子」は、平安時代以降現代まで使用され続ける日本語である。

しかし、室町時代後期になると、「帽子」の新語形「モウス」が一般に広まった。

龍門文庫蔵文明十四年（一四八二）写『庭訓往来』および同蔵室町末期写『庭訓往来注』「七月日」では「帽子」であったものが、天文五年（一五三六）写本（国会図書館WA16.69）では、「帽子」に変わっている。天文六年写山田俊雄架蔵『庭訓往来』および寛永五年（一六二八）刊『庭訓往来』も、「帽子」である。

同じく、室町時代中期写『増刊下学集』では「ボウシ」であった加点が、元和三年（一六一七）版『下学集』では「モウス」となる。

『倭名古辞書』と同系（25）の清原宣賢自筆『宣賢卿字書』でも、「佛具」の「帽子」に「モウス」と仮名を付す。同じく宣賢自筆『塵芥』では、保部「食服門」「器財門」にそれぞれ「帽子」を挙げ、毛部「食服門」には「帽子」を載せる。室町時代末期写『伊京集』は、保「衣服」の「帽子」右に「ボウシ」、左に「モウス」と記し、毛「財宝」では、「モウス」を右側に書くのみである。同じく、天正十七年（一五八九）本『節用集』も、保「衣服」に「帽子

「モウス」^{モウス}、毛「財宝」には「帽子」^{モウス}とする。黒本本『節用集』では、保・毛両部の「財宝」に「帽子」を掲げ、それぞれ「ボウシ・[左]モウス」「モウス」と付音する。

このような両語形の使用状況を反映し、『日葡辞書』⁽²⁶⁾は、「Boxi. ボウシ (帽子) Cazzuqu mono. (被く物) 頭にかぶるもの、あるいは、頭を縛るもので、つばつき帽子、とんがり帽子、頭巾や、かぶり布など。」⁽²⁷⁾「Môsu. モウス (帽子) 禅宗僧 (Lenx u s) が仏事の時とか人前に出る時とかにかぶるある種の頭巾。」と語釈する。江戸初期写『和漢通用集』も、ほ「財宝」では「帽子」^{ぼうし} あたまつゝみ」とし、も「財宝」では「帽子 僧の頭巾」と説明する。

右の古辞書の記載から、江戸時代には、佛具として僧が被る「帽子」は「モウス」と呼称されることが一般的になった、と考えられる。⁽²⁷⁾

以上から、江戸時代において、天台宗の高僧が帽子を被ることを理解していた程の『徒然草』注釈者は、それは「帽子」^{モウス}であると認識していた、と考えられる。それ故、『徒然草』当段の「ぼうし」に「帽子」を当てることが憚られた。江戸時代直前の細川本に、「帽子ト云事歟」と疑問を残して注され、以後この解釈は、引き継がれることがなかった。

六、結び

本稿では、『徒然草』執筆時、「寺法師」が「てらぼうし」と発音されていたであろうことから出発し、「寺」を無くせば「ぼうし」となり、それに相当する口頭語は「帽子」^{ぼうし}しかなかったことを確認した。

「帽子」^{ぼうし}は、三井寺において高僧が着用するものであり、圓伊に対する惟継の言葉「今よりはぼうし(帽子)とこそ申さめ」は、かつての同宿であり今は僧正となった圓伊への祝意と寺再興への激励が込められていた、と考えた。

当段は、単に、「ある人」と「ある法師」あるいは三井寺「なる法師」との話ではない。「風月の才」に富み、仏道に精進した惟継中納言と、かつて「同宿」であって同じく仏道・歌道に励んでいる「寺法師の圓伊僧正」との話である事を考慮した解釈が求められる。⁽²⁸⁾

以上、『徒然草』第八十六段・惟継中納言の「いみじき秀句」についての私案である。

注

- (1) 高乗勲『徒然草の研究』(一九六八年、自治日報社)、その他、画像公開されている諸写本・版本等、参照。
- (2) 一九八三年、三省堂。一九九〇年全面改稿、講談社学術文庫。本稿の引用は、後者による。
- (3) 『尊卑分脈』『公卿補任』(新訂増補 國史大系)、『花園天皇宸記』(史料纂集)、久保田淳「寺法師の円伊僧正と同宿して」(『国文学 解釈と教材の研究』37—14、一九九二年十二月)、参照。
- (4) 『統群書類従』第十五輯上。『詠法華経和歌』に圓伊とともに歌を詠んでいることは、安良岡康作『徒然草全注釈』(一九六七年、角川書店)にも指摘されている。
- (5) 『園城寺文書』第七卷(二〇〇四年、園城寺文書編纂委員会)に依る。

なお、『三井寺灌頂脈譜』（内閣文庫・193-0105。近世写本）も同じ記事内容である。

(6) この圓伊は、東京国立博物館および清浄光寺等蔵・国宝「絹本着色一遍上人絵伝」作成の中心となった「法眼圓伊」と同一人物とは考えがたい。小松茂美編『日本絵巻大成 別巻 一遍上人絵伝』（一九七八年、中央公論社）、同『日本の絵巻 20 一遍上人絵伝』（一九八八年、中央公論社）「解説」、参照。

(7) 『花園天皇宸記』、『文保三年記』（『群書類従』第四五四巻）、『武家年代記』（『國史大系』第五巻）、『權僧正道我集』（『桂宮本叢書』第八巻）、『元徳二年三月日吉社並叡山行幸記』（『新校群書類従』第二巻）。

(8) 延慶二年（一一三〇九）に「大納言權僧正」（『伝法灌頂血脈譜』）であった圓伊が、いつ僧正になったのかは、未詳である。

(9) 注（2）小松著書372頁、注（3）久保田論文、参照。

(10) 白川晴顕・三栗章夫・岡村喜史『黒谷上人語燈録』の書誌について（浅井成海責任編集『龍谷大学善本叢書15 黒谷上人語燈録』（一九九六年、同朋舎出版）所収）。

(11) 小松英雄『日本声調史論考』（一九七一年、風間書房）第二部第6章、沼本克明『日本漢字音の歴史的研究』（一九九七年、汲古書院）第五章第一章、参照。

(12) 『日本国語大辞典 第二版』『国史大辞典』『佛教語大辞典』『織田佛教大辞典』等も、同様である。

(13) B.SLYMAN 「The Change from Surd to Sonant in Japanese Compounds」〔PAPERS OF THE ORIENTAL CLUB 1894〕、屋名池誠「ハライマン氏の連濁論」原論文とその著者について（「百舌鳥国文」 第十一号、一九九一年十一月）、高山倫明「連濁の音声学的蓋然性」（『筑紫語学論叢』

二〇〇一年、風間書房）所収。『日本語音韻史の研究』（二〇一二年、ひつじ書房）第四章に改稿収載）、参照。

(14) 一六三〇年マニラ版『Vocabulario de Japon declarado』（日西辞典）、『Dictionnaire Japonais Francais』（日仏辞書）も、同様である。

(15) 和語と漢語との複合語である「寺法師」は、古訓点資料における鎌倉時代の加点例を見出すこともできない。なお、元応本『沙石集』江戸初期写本に「寺法師」「寺法師」の振り仮名例が存するなど、挙例の諸本には、濁点非加点例も同時に存するものも有る。

(16) 単なる「法師」と呼び、圓伊の慢心を戒めた、とする寛文五年『徒然草句解』から始まるらしい解釈を採っても、『徒然草』における「法師」は「負の評価を与える場合（謙讓の用法を含む）」に使用される（注（2）小松著書）と考えても、圓伊を「法師」と呼ぶことは、圓伊への慰めにも励ましにもならない。その発話を、兼好が「いみじき秀句」と評するであろうか。なお、注（2）小松著書は、当該箇所が烏丸光広本における唯一の「法師」仮名書き例であることを指摘した上で、「光広は、ここに「法師」以外のもう一つの「ほうし」が重ねられていると考えたからこそ、ここだけを特に仮名で表記したという疑いが濃厚です。」（348頁）とする。ところが、「もう一つの「ほうし」を小松は提示していない。また、「火憂し」説も、説得力が無い（注（2）小松著書350頁、参照）。

(17) 「帽」の漢字音を、「漢音パウ・呉音マウ」とする漢和辞典が存する。これが誤りであることは、本稿中の用例からも明らかである。有坂秀世「帽子」等の仮名遣について（『文学』一九四一年七月）『国語音韻史の研究 増補新版』一九五七年、三省堂）所収）、参照。

(18) 『続日本絵巻大成19』（一九八四年、中央公論社）、参照。

(19) 智証大師一一〇〇年御遠忌記念『三井寺秘宝展』図録(一九九〇年、東京国立博物館・京都国立博物館・名古屋市博物館編集)の写真を引用した。

(20) 『続日本絵巻大成19』68頁下段中央の青い衣を纏った僧。詞書きとの対応は明らかではない。同書小松茂美解説は、「禪の悟入を遂げた天狗を表わすのであろうか。」とする。『続日本の絵巻26 天狗草紙』(一九九〇年、中央公論社)も同じ。

(21) この点は、総本山園城寺(三井寺)執事長の福家俊彦氏からご教示いただいた。天台宗の高僧が帽子を着用することは、今に続く。

(22) 兼好は、天台宗大僧正の慈遍を兄弟に持つ。林羅山『野槌』巻頭に、「兼好は天台の教を学びて、又莊老の道をもうかがふと見えたり。」(内閣文庫203-0146。江戸刊本・九ウ)とある。

(23) 『日本随筆大成』(第二期第12巻、一九七四年、吉川弘文館)に依る。

(24) 続々群書類従 第十二宗教部。底本・黒川真道所蔵本の合字を片仮名とし、引用する。内閣文庫蔵『諸宗階級』(192-0032)も、確認した。

(25) 山田忠雄「解題」(『桂本佚名古辞書』一九七九年、勉誠社)、参照。

(26) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(一九八〇年、岩波書店)。

(27) その他、紙幅の都合で掲載を略す室町・江戸期の古辞書でも同様である。その若干例を追加する。天理図書館蔵『増刊下学集』文明頃写本・龍門文庫蔵室町中期写『節用集』・室町後期写正宗文庫蔵本『節用集』一保と毛の「衣服」に、それぞれ「帽子」と「帽子」あるいは「帽子」。明応五年(一四九六)本『節用集』・天正十八年(一五九〇)本『節用集』・天理図書館蔵阿波国文庫旧蔵『節用集』室町末期写本・饅頭屋本『節用集』室町末期刊本一保と毛の「財宝」に「帽子」「帽子」。慶長

二年(一五九七)刊易林本『節用集』一保と毛の「食服」に「帽子」「帽子」。龍門文庫蔵天文十九年(一五五〇)写『節用集』一「衣服」に「帽子」、「財宝」に「帽子」。慶長五年本『節用集』一「帽子」(32才)。恵空『節用集大全』延宝八年(一六八〇)刊一保と毛「絹布」に「帽子」と「帽子」。(28) 圓伊の歌は、『新後撰集』(正安三年(一三〇一)成立)にはじめて入集され、『玉葉集』に二首が入った。そして、三首が撰ばれ、圓伊が勅撰歌人として定着した『続千載集』は、園城寺焼き討ちの六日前、文保三年(一三一九)四月十九日の成立であった。

一方の惟継は、『玉葉集』『続千載集』に各一首入集されたものの、文保三年の時点では、圓伊に及ばない。

藤原定家仮託の歌学書『三五記』(引用は、承応二年(一六五三)刊本)「鶯末」冒頭には、「た、哥を持って、往生すへし」と経信卿に説く老翁(歌神・住吉明神)が登場する。この歌神は、「赤地のにしきの帽子」を被っている。この歌神を想わせる「帽子」と圓伊を呼ぶ惟継の言葉には、歌の道をも究めようとしている圓伊への親愛ならびに崇敬の念も含まれていたのかも知れない。それに、やはり『続千載集』『風雅集』などの勅撰歌人であった兼好が感心し、「いみじき秀句也けり」と評したことも考えられる。

「付記」本稿作成にあたり、東京大学国語研究室の細川幸隆所持本『徒然草』、内閣文庫蔵諸本・広島大学蔵諸本を原本閲覧させていただきました。また、紙幅の都合で出典を省略した原本複製本・翻刻本を参照し、国会図書館・内閣文庫・国文学研究資料館・京都大学図書館・早稲田大学図書館・筑波大

学図書館・國學院大學図書館・龍谷大学図書館・市立米沢図書館が公開している貴重書画像を活用いたしました。原本所蔵者・複製・翻刻本作成者・画像公開機関、および本誌査読委員・編集部の皆様に対し、心より御礼申し上げます。

(ささきいさむ・広島大学大学院教授)